

# 指定認知症対応型通所介護

「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものです。指定地域密着型事業者は、この基準を遵守し、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。また、この基準を満たさない場合は、指定地域密着型サービスの指定又は更新を受けることはできません。

ここでは、指定認知症対応型通所介護の基準の中でも特に重要なものを一覧表にして整理しました。指定・運営に関する基準の全文は必ず確認していただき、基準を遵守した運営を行ってください。

## 1 定義及び基本方針

指定認知症対応型通所介護	<p>「認知症対応型通所介護」とは、居宅要介護者であって、認知症であるものについて、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。</p>	法8条 第18項
	<p><b>【基本方針】</b> 認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その<b>認知症である利用者</b>（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、<b>必要な日常生活上の世話及び機能訓練</b>を行うことにより、<b>利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの</b>でなければならない。 ※認知症対応型通所介護は対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、一般の通所介護と一体的な形で実施することは認められません。</p>	条例60条
指定介護予防認知症対応型通所介護	<p>「介護予防認知症対応型通所介護」とは、居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。</p>	法8条の2 第13項
	<p><b>【基本方針】</b> 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その<b>認知症</b>（法第5条の2に規定する認知症をいう。）<b>である利用者</b>（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、<b>必要な日常生活上の支援及び機能訓練</b>を行うことにより、<b>利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの</b>でなければならない。</p>	予防条例第4条

## 2 単独型・併設型の定義及び基準

### (1) 定義

<p>単独型・併設型の定義</p>	<p>ア 単独型指定認知症対応型通所介護とは、特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない指定認知症対応型通所介護をいう。</p> <p>イ 併設型指定認知症対応型通所介護とは、特別養護老人ホーム等に併設されている指定認知症対応型通所介護をいう。</p>	<p>条例61条 予防条例第5条</p>
-------------------	---	--------------------------

### (2) 人員基準

<p>管理者</p>	<p>ア 事業所ごとに配置すること</p> <p>イ 常勤であること</p> <p>ウ 専ら職務に従事する者であること</p> <p>ただし、次の場合は、兼務が可能（事業所の管理上支障がない場合に限る）</p> <p>(ア)当該事業所の他の職務に従事する場合</p> <p>(イ)同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合</p> <p>エ 適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であること</p> <p>オ 厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること</p> <p>「認知症対応型サービス事業管理者研修」</p> <div data-bbox="395 1070 1233 1160" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注意)上記研修を受講するには「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していることが必要です。</p> </div> <div data-bbox="395 1176 1233 1552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>下記の(1)と(2)を満たす者は管理者として必要な研修を修了したものとみなされます。</p> <p>(1) 平成18年3月31日までに「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していること</p> <p>(2) 平成18年3月31日に次のいずれかの事業所の管理者の職務に従事していたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・認知症対応型共同生活介護事業所（管理者研修修了者に限る）</li> </ul> </div>	<p>条例62条 予防条例第6条</p>
<p>介護職員 看護職員</p>	<p>ア 単位ごとに、専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供にあたる看護職員又は介護職員が2名以上（うち1名は提供時間帯を通じて専従とする）確保されるために必要と認められる数</p> <div data-bbox="395 1724 1233 1937" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○提供時間帯を通じて専従とは、サービス提供時間帯に常にその従業者の必要数を確保できる体制であることを言います（生活相談員の項を参照）。</p> <p>○専従でない看護職員又は介護職員については、サービス提供時間帯に応じて配置することが必要です。</p> <p>※看護職員とは看護師又は准看護師を言います。</p> </div> <p>イ 生活相談員、看護職員又は介護職員の内1名以上は常勤であること</p>	<p>条例61条 予防条例第5条</p>

生活相談員	<p>ア 単位ごとに、提供時間帯に応じて専ら当該認知症対応型通所介護の提供にあたる生活相談員が1名以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>イ 提供時間帯を通じて専従とは、サービス提供時間帯に常にその従業者の必要数を確保できる体制であること</p> <p>ウ 生活相談員、看護職員又は介護職員の内1名以上は常勤であること</p>	<p>条例61条 予防条例第5条</p>
機能訓練指導員	<p>ア 事業所ごとに1人以上配置すること (当該事業所の他の職務との兼務可)</p> <p>イ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)としますが、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p> </div>	<p>条例61条 予防条例第5条</p>

### (3) 利用定員

利用定員	<p>ア 1単位あたり12人以下</p>	<p>条例61条 予防条例第5条</p>
------	----------------------	--------------------------

### (4) 設備基準

<p>食堂 機能訓練室</p>	<p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p>	<p>条例63条 予防条例第7条</p>
<p>①相談室 ②静養室 ③事務室 ④消火設備その他の非常災害時に必要な設備 ⑤その他必要な設備及び備品等</p>	<p>ア 相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>イ 設備及び備品等については専ら当該指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならないが、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は共用することもできる。</p> <p>ウ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること</li> <li>・たばこ、ライター等の適切な管理や消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること</li> </ul>	
<p>夜間及び深夜に認知症対応型通所介護以外のサ</p>	<p>ア 事業者が当該事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出ること。</p>	

サービスを提供する場合	※いわゆる宿泊サービスのこと。	
-------------	-----------------	--

### 3 共用型の定義及び基準

#### (1) 定義

共用型の定義	共用型指定認知症対応型通所介護とは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型介護老人福祉施設もしくは地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室において、それらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護のことをいう。	条例64条 予防条例第8条
--------	---	------------------

#### (2) 人員基準

管理者	<p>ア 事業所ごとに配置すること</p> <p>イ 常勤であること</p> <p>ウ 専ら職務に従事する者であること</p> <p>ただし次の場合は、兼務が可能とする（事業所の管理上支障がない場合に限る）</p> <p>(ア) 当該指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事する場合</p> <p>(イ) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合</p> <p>エ 適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であること</p> <p>オ 厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>(注意) 上記研修を受講するには「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していることが必要です。</b></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>下記の(1)と(2)を満たす者は管理者として必要な研修を修了したものとみなされます。</p> <p>(1) 平成18年3月31日までに「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していること</p> <p>(2) 平成18年3月31日に次のいずれかの事業所の管理者の職務に従事していたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ 老人デイサービスセンター</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護事業所（管理者研修修了者に限る）</li> </ul> </div>	条例66条 予防条例第10条
従業者	<p>当該指定共用型指定認知症対応型通所介護事業の利用者の数と、</p> <p>① 指定認知症対応型共同生活介護の利用者</p> <p>② 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者</p> <p>③ 指定地域密着型特定施設の入居者の数</p> <p>を合計した数について、</p> <p>① 指定認知症対応型共同生活介護</p> <p>② 指定地域密着型指定介護老人福祉施設</p> <p>③ 指定地域密着型指定特定施設入所者生活介護</p> <p>の規定を満たすために必要な数以上とする。</p>	条例64条 予防条例第8条

#### (3) 利用定員

利用定員	ア 事業所の利用定員は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設ごとに1日あたり3人以下とする。	条例65条 予防条例第9条
------	--	------------------

#### (4) その他

その他	事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有する者でなければならない。	条例65条 予防条例第9条
-----	--	------------------

### 4 運営基準（主なもの）

基本取扱方針	<p>ア 利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>イ 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	条例69条 予防条例第41条
具体的取扱方針	<p>ア 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</p> <p>イ 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>ウ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>エ 従業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>オ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>カ 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p>	条例70条 予防条例第42条
内容及び手続の説明及び同意	ア サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	条例9条（準用） 予防条例第11条
認知症対応型通所介護計画の作	ア 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具	条例71条 予防条例第42条

<p>成</p>	<p>体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>イ 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>ウ 事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>エ 事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>オ 従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>	
<p>モニタリングの実施 〈介護予防のみ〉</p>	<p>ア 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービス提供の開始時から、サービス提供終了時まで、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。</p> <p>イ モニタリングの結果を記録し、当該介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p> <p>ウ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。</p>	<p>予防条例第42条</p>
<p>運営規定</p>	<p>ア 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他運営に関する重要事項</p>	<p>条例73条 予防条例第27条</p>
<p>利用料等の受領</p>	<p>ア 事業者は、利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(ア) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(イ) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p>	<p>条例59条の7 (準用) 予防条例第22条</p>

	<p>(ウ)食事の提供に要する費用</p> <p>(I)おむつ代</p> <p>(オ)上記に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>イ 事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	
<p><b>地域との連携</b> (運営推進会議等)</p>	<p>ア 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>イ 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>エ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>条例59条の17(準用)</p> <p>予防条例第39条</p>
<p><b>非常災害対策</b></p>	<p>ア 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>イ 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>条例59条の15(準用)</p> <p>予防条例第30条</p>
<p><b>事故発生時の対応</b></p>	<p>ア 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>エ 事業者は、指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、ア及びイの規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>条例59条の18(準用)</p> <p>予防条例第37条</p>

<p><b>記録の整備</b></p>	<p>ア 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>イ 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(ア) 認知症対応型通所介護計画</p> <p>(イ) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(ウ) 市への通知に係る記録</p> <p>(エ) 苦情の内容等の記録</p> <p>(オ) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(カ) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>条例79条 予防条例第40条</p>
<p><b>勤務体制の確保等</b></p>	<p>ア 事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>イ 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>条例59条の13 （準用） 予防条例第28条</p>
<p><b>緊急時等の対応</b></p>	<p>ア 従業者は、現に指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>条例53条（準用） 予防条例第25条</p>
<p><b>業務継続計画の策定等</b></p>	<p>ア 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>条例第32条の2 （準用） 予防条例第28条の2</p>
<p><b>虐待の防止</b></p>	<p>ア 指定認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護従業者に</p>	<p>条例第40条の2 （準用） 予防条例第37条の2</p>



	<p>周知徹底を図ること。</p> <p>(イ) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(ロ) 当該事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(リ) 措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	
<p><b>感染症の予防及びまん延防止</b></p>	<p>ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>条例第 59 条の 16（準用）</p> <p>予防条例第 3 1 条</p>

「法」…介護保険法

「条例」…伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例

「予防条例」…伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例